所管部課		企画財政部企画政策課		部長		神山 尚		
件 名		東大和市手数料条例の一部を改正する条例について						
				区分	\bigcirc	1審議事項		2報告事項
関係事項	条例 規則							
	部課機関	市民環境部市民課						
1. 要 旨 戸籍法の一部を改正する法律の施行(令和6年3月1日)により、以下のとおり市に 新たな事務が生じる。これに伴い新たに手数料を徴収する当該事務が「地方公共団体の 手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令」及び「地方公共団体の手数料の標準 に関する政令に規定する総務省令で定める金額等を定める省令の一部を改正する省令」 に定められたため、条例の一部改正を行うものである。 (1) 主な改正内容 別表に追加する事務手数料 ・本籍地以外の市区町村での戸籍謄本及び除籍謄本等の交付(広域交付) 戸籍の謄本・戸籍の全部事項証明書 1通450円 除かれた戸籍の謄本・除かれた戸籍の全部事項証明書 1通750円 ・戸籍電子証明書提供用識別符号の発行 戸籍電子証明書提供用識別符号の発行 1件400円 除籍電子証明書提供用識別符号の発行 1件700円 ・画像情報として記録された届書等情報の内容の証明及び届書等情報の内容を表示した 書類の閲覧 1件350円								
(2) 施行日 令和6年3月1日								
2. 経 過 (現時点に至るまでの経過) 文書課において審査済み。								
3. 留意事項(問題点等)								
4. 主管部処理案(検討結果等) 令和6年第1回東大和市議会定例会に議案として提案したい。								
5.	審議結	果						

注:定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。